

組 合 ニ ュ ー ス	22-③ 2022年7月22日 青山学院大学教職員組合
-------------	-----------------------------------

「住宅手当」「家族手当」の見直し提案について

7月19日付けで、表記の件について法人・人事部より提案を受けました。その提案の概要、解説、および組合の今後の対応については以下の通りです。なお正式な提案文書は本ニュース末尾に添付します。

【1】提案の概要

「住宅手当」「家族手当」などの属人的手当は、労働・仕事に対する評価によるものではないことおよびライフスタイル、社会的状況の変化等に鑑み見直しを行う。

○住宅手当

世帯主（2022年838人）：月23,400円 非世帯主（2022年237人）：月16,900円	} →	廃止。現在住宅手当を支給している教職員に対し、 <u>基本給に一律14,000円</u> を組み入れ
---	-----	--

○家族手当

配偶者（2022年311人）：月20,000円	→	<u>10,000円</u>
その他の扶養家族（2022年627人）：月9,200円	→	<u>14,000円</u>
配偶者のいない職員の扶養家族1名のみ（2022年25人）：月12,500円	→	<u>14,000円</u>

※3年間の激変緩和措置を実施

【2】本提案について組合執行部の見解

「労働・仕事に対する評価」に基づく公平化、また「ライフスタイル、社会的状況の変化等」に鑑みる方向には賛同できます。ただし、以下3点の問題があります。

(1) 被用者全体として「不利益変更」となる可能性が高い

2022年時点での状況、世帯主838人と非世帯主237人、配偶者手当受給者311人、それ以外の扶養家族652人（配偶者のいない職員のケースを含む）という人数から単純計算すれば、手当総額は単年度では明らかに削減されます。人事部の説明では、添付資料にあるように6.32ヶ月分の賞与と平均26.2年の勤続年数に基づく退職金を勘案すれば、全体として手当総額は維持されるということですが、現時点でこれらを長期に保証する労使協定はなく、またそのような約束に法人が応じる見通し也没有。総額の維持というロジックは、朝三暮四であるだけでなく、そもそも画餅となる可能性も小さくありません。

(2) むしろ助長される不公平がある

「労働・仕事に対する評価」に基づく公平化が提案の主な趣旨であります。この提案では、退職金への組み入れによる勤続年数の差、また扶養家族の有無による報酬の格差はむしろ拡大するなど、提案の趣旨にそぐわない部分があります。

### (3) 被用者の一方的負担による「公平化」である

法人・人事部の提案の性格は、待遇の「公平化」を法人の負担ではなく被用者個人の人々の一方的な負担で図るものです。上記(1)の問題において、仮に全体として手当総額が維持されるものであるとしても、特定の個人への不利益が大きいです。例えば、家族手当の改革は、扶養配偶者がいる被用者の場合、単年度で約18万円の減収となります。労働者の必要に対応し、相互に扶助するという理念に基づいて支給されていた住宅手当、扶養手当を公平化のために削減する行為は、対象となる被用者個人をまるで不当な利益を得たかの如く扱うもので、学院内の相互扶助や信頼関係を損ねかねない行為だと考えます。「公平化」は、被用者の個人負担ではなく、本来は法人の負担によって行われるべきだと考えます。

### 【3】組合の今後の対応方針について

法人・人事部からの提案は、あくまで提案であり、決定ではありません。原則として、本組合をはじめとする労働組合の同意が必要となる事項です。この問題が相当にデリケートであり、労使間はもちろん組合内でも合意に時間を要する問題であることは、すでに折衝の場で人事部の了解を得ております。本組合としては、今後この問題とその対応について、組合員の皆様に意見聴取を行いながら、交渉していく予定です。

本組合執行部は、現時点で上記の問題(3)を特に重くみており、法人・人事部に対してまず次の原則を示す必要があると考えております。その原則は、属人手当の改革は、「誰かに不利益を課す」というやりかたではなく、現在、十分な手当が届いていない人々に対して、すでに手当を得ている人と同等の「本来あるべき待遇を得る」という方法で行われるべきというものです。そもそも「時代趨勢への対応」を問題にするならば、家賃、生活費が高騰する中、また財務指標が改善傾向にあるにもかかわらず、各種手当自体が長年据え置かれてきたという事実がはるかに重要であり、まずは見直しを機に水準自体の適正化を図るのが本筋と考えます。

上記の法人・人事部案の計算の前提や、最終的に妥結可能な手当の水準や構造、形態など具体的な問題や交渉は、まず現状の改革の原則的なあり方、言い換えればこの問題のために法人にどれだけの負担の意思と用意があるか示していただいた上での議論になるかと考えます。

以上、提案を受けての第一報となります。組合としては、組み換えによって生じる様々な影響をさらに精査しつつ、夏季休業前には、具体的な組合の対案を皆様にお示しして、法人・人事部提案と併せ意見聴取を行いたいと考えております。

今後も引き続き十分な情報開示を求めるとともに、組合員全体の利益を求めて交渉を進めていく所存です。改めて意見聴取にもご協力いただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

以上

2022年7月19日

人事部

「住宅手当」「家族手当」に関する見直しについて

「住宅手当」「家族手当」などの属人的手当は、労働・仕事に対する評価によるものではないこと及びライフスタイル、社会的状況の変化等に鑑み見直しを行う。

■「住宅手当」

<現状> 給与規則施行細則第5条

- (1) 世帯主及びそれに準ずる者 月額 23,400 円 (838 名、2022 年 4 月現在)
- (2) 前号以外の者及び学院施設居住者 月額 16,900 円 (237 名、 " )

<改定の理由>

- ✓ 住民票上の世帯主の有無を金額差の根拠とする理由の説明が難しい。世帯主でも非世帯主でも、住宅に係る負担が変わるわけではない。
- ✓ 結果として女性が非世帯主となるケースが多い。
- ✓ 住宅手当は世帯主月額 23,400 円、非世帯主月額 16,900 円とは分かれているが、(賃貸住宅居住者に対して等の条件はなく、)無期専任教職員全員に支給されているので、実は「属人的手当」としての意味も失っている。
- ✓ 相当部分を基本給等に組み入れることが、長期的に考えると公平である。

<改定の概要>

住宅手当を廃止する。そして、現状の住宅手当の支出総額を目安に、一律額を基本給に組み入れる。基本給に組み入れることによる賞与、超過勤務手当、退職金への影響も含めて金額設定をする。

⇒ 現在住宅手当を支給している教職員に対し、基本給に一律 14,000 円を組み入れる。

<資料>

A. 現状 ※住宅手当に係る人件費は、年間約3億円

住宅手当		月例	賞与	合計/年
		×12カ月	9.4%×6.32	
23,400	(世帯主)	280,800	13,900	294,700
16,900	(非世帯主)	202,800	10,040	212,840

Bとの差額
-38,220
43,640

B. 基本給に組入れ試算

上乗せ金額	12か月	6.32か月	合計/年
14,000	168,000	88,480	256,480

■「家族手当」

<現状> 給与規則施行細則第3条

(1) 次のいずれかに該当し、主として職員の扶養下にある者のうち、日本私立学校振興・共済事業団において被扶養者として認定されるものについて支給する。

- ① 配偶者
- ② 子又は孫で 23 才以下の者
- ③ 父母又は祖父母で 60 才以上の者
- ④ 弟妹で 18 才以下の者

(2) 第1項に規定するもののほか、次の各号に該当する重度心身障がい者に支給する。

- ① 子、孫、父母、祖父母又は弟妹で、主として職員の扶養下にある者のうち、日本私立学校振興・共済事業団等において被扶養者として認定されるもの等
- ② 前号以外で、同一世帯にあり、主として職員の扶養下にあると認められる者

(3) 手当額

- ① 配偶者 月額 20,000 円
- ② その他の扶養家族 月額 9,200 円

ただし、配偶者がいない職員の扶養家族のうち1名 月額 12,500 円

<改定の理由>

- ✓ 「配偶者手当」(家族手当のうち、配偶者に支給される手当)は、家事育児に専念する妻と仕事に専念する夫という夫婦間の性別役割分業が一般的であった高度経済成長期に日本的慣行と相まって支給されてきたが、夫婦の役割が時代とともに変化してきた。
- ✓ 今後、労働力人口が減少していくことが予想される中で、働く意欲のあるすべての人がその能力を発揮できる社会の形成が必要とされ、女性の社会的進出の増加が期待されており、「配偶者手当」はこのような事態にそぐわなくなっている。国も配偶者手当見直しを提言。

※ 人事院勧告(2018) 配偶者扶養手当半額 13,000 円 → 6,500 円

- ✓ 事実婚や同性婚などライフスタイルが多様になり、「配偶者手当」を支給されない人との格差も指摘されている。

- ✓ 単身のまま又は単身となり、子、父母、祖父母、重度心身障がい者等の扶養を続けている者も増加し、「扶養手当」(家族手当のうち、その他の扶養家族に支給される手当)の増額を望む声も聞かれる。

※ 行政の子育て支援(高校の授業料無償化、少子化対策の児童手当、子供の医療費補助)

※ 人事院勧告(2018) 子ども扶養手当増額 6,500 円 → 10,000 円

<改定の概要>

「配偶者手当」を縮小し、その原資で子ども、老人や障がい者に対する扶養手当を増額する。改定にあたっては3年間の激変緩和措置を行う。

(改定内容)

配偶者 月額 20,000 円 → 10,000 円

その他の扶養家族 月額 9,200 円 → 14,000 円

配偶者のいない職員の扶養家族うち1名 月額 12,500 円 → 14,000 円

(経過措置)	(1年目)	(2年目)	(3年目)
20,000 円	→ 16,700 円	→ 13,400 円	→ 10,000 円
9,200 円	→ 10,800 円	→ 12,400 円	→ 14,000 円
12,500 円	→ 13,000 円	→ 13,500 円	→ 14,000 円
	(12,290,300)	(12,279,700)	(12,238,000)

現状の家族手当の総額は 月額 約 12,300,000 円 (2022年4月現在)

以上

■住宅手当 見直しに関する資料

2022.7.14  
資料①

A 現状 (2022年4月) 住宅手当に係る人件費は、年間約3億円

住宅手当	月例	賞与	合計/年
	×12カ月	9.4%×6.32	
23,400	280,800	13,900	294,700
16,900	202,800	10,040	212,840

人数	合計
838	246,958,600
237	50,443,080
1,075	297,401,680①

B 基本給に組入れ試算

上乗せ金額	12か月	6.32カ月	合計/年
14,000	168,000	88,480	256,480

人数	合計
1,075	275,716,000②

C 超過勤務手当の影響

住宅手当は超過勤務手当算出の基準額に含まれている。

基本給組み入れ分の方が数字が小さくなることにより単価が下がる。

1.4万円を基本給に組み入れると世帯主の場合、時間単価(60円/76円)減、非世帯主は、時間単価(19円/24円)の減。

(年間所定労働時間1,868時間で計算)

①超過勤務単価のうち住宅手当分

住宅手当	法定内単価	法定外単価
23,400	150	188
16,900	109	136

⇒

基本給組入れ	法定内単価	法定外単価
14,000	90	112

②超過手当全体の影響

a	b	c	d	e	b×c+d×e
現行	法定内単価	時間数	法定外単価	時間数	超過手当
23,400	150	16,744	188	20,607	6,385,716
16,900	109	7,093	136	7,998	1,860,865
	合計	23,837	合計	28,605	8,246,581

↓

14,000	90	23,837	112	28,605	5,349,090
				(差)	-2,897,491③

D 退職金の影響

基本給に組み入れをすると、退職金算定基礎額が増えるため、退職金が増額となる。

1.4万円を基本給に組み入れると世帯主は給与分で年間約3.8万円減額となるものの勤続年数が長いと数年分の減額分を上回る増加。

※退職者の勤続年数について

2019年度退職者は58名。平均勤続年数は25.6年

2020年度退職者は41名。平均勤続年数は26.1年

2021年度退職者は57名。平均勤続年数は26.8年

2019～2021(3年間)の平均  
52名 勤続年数26.2年

上乗せ額		14,000
勤続年数	率	
1	0.3	4,200
2年(率:0.8カ月)		
～17年(率:17.4カ月)は省略		
18	18.6	260,400
19	19.8	277,200
20	21	294,000
21	22.2	310,800
22	23.4	327,600
23	24.6	344,400
24	25.8	361,200
25	28.375	397,250
26	30.95	433,300
27	33.525	469,350
28	36.1	505,400
29	38.675	541,450
30	41.25	577,500
31	42.625	596,750
32	44	616,000
33	45.375	635,250
34	46.75	654,500
35	48.125	673,750
36	49.5	693,000
37	50.875	712,250
38	52.25	731,500
39	53.625	750,750
40	55	770,000

@433,300×52名 = 22,531,600④

E 集計

297,401,680①	現状
275,716,000②	基本給組入れ後
-2,897,491③	超過減額分
22,531,600④	退職金増加分
295,350,109⑤	合計(改正後)

※ ①(現状)と⑤(改正後)の総額は、ほぼ変わらない

■家族手当 見直しに関する資料

2022.7.14

資料②

1. 現状 (2022.4)

	月額	人数	月額×人数
配偶者	20,000	311	6,220,000
扶養家族①	9,200	627	5,768,400
扶養家族②	12,500	25	312,500
合計		963	12,300,900

備考：

扶養家族①…配偶者以外の扶養家族（子、親等）

扶養家族②…配偶者のいない職員の扶養家族のうち1名

※家族手当が支給されている教職員533人（教員370人、職員163人）

2. 改定案(3年間の激変緩和措置を行う)

	現行	(1年目)	(2年目)	(3年目) 最終
配偶者	20,000	16,700	13,400	10,000
扶養家族①	9,200	10,800	12,400	14,000
扶養家族②	12,500	13,000	13,500	14,000

3. 経過措置中の総額(試算)

(1年目)

	月額	人数	月額×人数
配偶者	16,700	311	5,193,700
扶養家族①	10,800	627	6,771,600
扶養家族②	13,000	25	325,000
合計		963	12,290,300

(2年目)

	月額	人数	月額×人数
配偶者	13,400	311	4,167,400
扶養家族①	12,400	627	7,774,800
扶養家族②	13,500	25	337,500
合計		963	12,279,700

(3年目)

	月額	人数	月額×人数
配偶者	10,000	311	3,110,000
扶養家族①	14,000	627	8,778,000
扶養家族②	14,000	25	350,000
合計		963	12,238,000